

京都市訓令甲第32号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員出勤簿等整理規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第2条第1項各号列記以外の部分中「準ずる」を「準じる」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「区役所出張所長」の右に「(右京区役所京北出張所長を除く。)」を加え、同条第3項中「機関」を「局, 区役所, 区役所支所, 部, 事業所その他の事務部局」に改め、「所属長」の右に「その他の所属長」を加える。

附 則

この訓令は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

(総務局人事部給与課)